

令和4年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	令和4年5月13日(金) 午後1時30分～午後3時00分
場 所	八千代市役所4階 第1委員会室
議 題	1 今後のスケジュールについて 2 諮問事項(全体概要)について
出席委員	伊藤議長、三木委員、栗根委員、大段委員、大塚委員 折笠委員、多田委員、中山委員、三橋委員
欠席委員	武田委員
出席事務局職員	法務課 課長 船田、主幹 石川、主査補 高根、主事 星
公開又は非公開の別	公開
傍聴人数	1人(定員3人)

○伊藤議長 出席委員の人数としては、委員数の半数に達しておりますので、これより令和4年度第1回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議は、議題が2つございます。お手元の次第に沿って進めたいと思います。

まず初めに、「今後のスケジュールについて」を議題といたします。

事務局のほうから説明をお願いします。

○石川法務課主幹 今後のスケジュールについて、御説明させていただきます。

事前に送付させていただきました「個人情報保護制度運営審議会開催（案）」を御覧ください。

本日は、このスケジュールの説明の後、諮問事項全体の説明をさせていただきたいと思っております。

次に、審議会の開催と並行しまして、来週月曜日、16日から1か月間、条例の骨子案についてパブリックコメントを実施する予定となっております。

今回の審議会につきましては、今月31日を予定しております。議題といたしましては、諮問事項の大きな一つ目の「法施行条例の制定について」、御審議いただきたいと考えております。

6月16日の審議会につきましては、審議の進捗にもよりますが、必要がなければ開催しない方向で考えております。

6月28日の審議会につきましては、引き続き、法施行条例の制定について、先ほど申し上げた6月15日まで実施予定のパブリックコメントの結果等を含め御審議いただくとともに、諮問事項の大きな2つ目の個人情報保護審査会の在り方について、御審議いただきたいと考えております。

7月12日の審議会につきましては、諮問の答申案について御審議いただきたいと考えております。

7月28日の審議会につきましても、審議の進捗によりますが、必要がなければ開催しない方向で考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○伊藤議長 ただいまの説明について、御質問あるいは御意見等ございましたら、お願いできますか。

(発言なし)

○伊藤議長 かなりタイトなスケジュールになってしまいますけれども、今後のスケジュールに関しまして、7月28日まで確保していただくということで御協力のほう、よろしくお願いをいたします。

では議題1を終了いたしまして、次に議題2「諮問事項について」を議題といたします。

諮問事項全体について、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 資料1を御覧ください。

今回諮問させていただく事項は、「法施行条例の制定について」及び「個人情報保護審査会の在り方について」です。

諮問に至った経緯ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条による個人情報の保護に関する法律の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者について対象ごとに規律が分かれていたものが、改正法により一律に規制されることとなりました。

本市における個人情報の取扱いについても、来年春の施行後は、改正法のルールにより規律されることとなりますけれども、一部条例に委任する事項等がありますので、改正法の施行条例を定める必要があるため、当該条例の制定について諮問させていただいたところです。

また、八千代市個人情報保護条例第27条の規定により設置している個人情報保護審査会の在り方について、併せて諮問させていただいております。

審議会では、本市の対応方針案をお示しし、その内容について御意見を頂戴したいと考えております。

ページをめくっていただきまして、別紙のほうを御覧いただけますでしょうか。

「法施行条例の制定について」ですけれども、御審議いただきたい事項が5点ございます。

まず、条例で定めることが法律上必要な事項として、1点目として、開示請求における手数料についてです。国は手数料を徴収することとしていますが、本市においては、従来から手数料を徴収しておらず、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担としていたため、当該運用を維持する方向で考えております。

2点目は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料についてです。行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する場合には、利用に関する契約における手数料を条例で定める必要があります。本市においては、現時点では提案募集の実施はせず、手数料を規定することも見送る方向で考えております。

次に、条例で定めることが法律上許容されている事項としまして、1点目は、条例要配慮個人情報の内容についてです。改正法においては、定義されている要配慮個人

情報に加えて、新たに各地方公共団体で要配慮個人情報条例で定めることができます。本市においては、現行条例と改正法において定義の変更がないことなどから、現時点での条例要配慮個人情報の規定は見送る方向で考えております。

2点目は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問についてです。改正法において、条例で定めることにより審議会に諮問することができることとされております。本市においては、引き続き本審議会を設置し、重要事項について諮問する方向で考えております。

3点目は、開示決定等の期限について、改正法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定についてです。改正法で規定されている期限は、本市の現行条例の期限よりも長い期間となっておりますが、条例で定めることにより期限を短くすることができることとされています。本市においては、現行条例と同様の期限となるよう、条例で規定する方向で考えております。

続いて、諮問事項の大きな2つ目の「個人情報保護審査会の在り方について」の御説明をいたします。

本市においては、従来から開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問機関として、行政不服審査会とは別に個人情報保護審査会を設置しており、改正法施行後も存続したいと考えておりますけれども、合理的かつ効率的な制度の運用を図るため、個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合する方向で検討しております。

引き続き、今回の個人情報保護制度の見直しの全体像について御説明いたします。

資料2のほうを御覧ください。こちらは、個人情報保護委員会が公表している資料から抜粋したものです。下段の現行と見直し後の図のほうを御覧ください。

現行では、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等について、対象ごとに規律が分かれておりましたが、見直し後は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三本の法律を一本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律について、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。

また、国、民間、地方公共団体等でそれぞれ定められていた個人情報の定義についても統一されます。個人情報保護制度見直しの背景として、個人情報保護とデータ流通の両立が挙げられます。これにつきましては、2ページ目を御覧ください。

個人情報を保護する一方で、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化し、データ流通の増大への対応

が求められており、現状として、2,000個問題と言われる民間、国の行政機関、地方公共団体とそれぞれの法律や条例が2,000個近くある中で、それぞれの定義や解釈等の違いにより、データ流通の支障となり得るという課題がありました。法改正では、そういったデータの利活用及び流通の支障となり得る現行法制の不均衡や不整合を是正するため、全国的な共通ルールを法律で設定し、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを作成することとなりました。

3 ページ目を御覧ください。

法改正の概要としましては、共通ルールとして、定義の一元化、個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成・公表、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、匿名加工情報の提供制度の導入等が挙げられます。

引き続き、資料3の「個人情報保護法改正に伴う事務等の主な変更点について」について御説明させていただきます。この資料は、改正法が施行されたときの本市の事務等の主な変更点を表にまとめたものです。

それでは、表の1番目を御覧ください。

「個人情報保護事務の根拠」につきましては、先ほどからの説明と重複しますが、根拠法令が条例から法律に変更となります。ただし、一部条例に委任する事項がありますので、その規定する内容を本審議会に諮問させていただいたところです。

次に、表の2番目を御覧ください。

「個人情報取扱事務登録簿の作成・公表」につきましては、現在は条例第7条の規定により、事務単位の個人情報取扱事務登録簿を作成・公表することとなっております。改正後は、改正法第75条の規定により、現在の登録簿の作成に代えて、ファイル単位の「個人情報ファイル簿」を作成・公表しなければならないこととなります。なお、公表は、現在は紙ベースのみですけれども、インターネットも必須となります。

次に、表の3番目を御覧ください。

「要配慮個人情報の取得等」につきましては、現在は条例第8条第3項の規定により、法令等に定めがあるときや、本審議会の意見を聞いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認められるときを除き、収集してはならないこととされております。改正後は、改正法では委任規定を置いていませんので、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することはできないとされております。なお、改正法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令、これは条例を含みますが、法令の定める所掌事務、又は業務の遂行に必要な場合に限定

することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしているなど、要配慮個人情報の取扱いに当たっても、これらの規定を遵守する必要があります。

次に、表の4番目を御覧ください。

「オンライン結合の制限」につきましては、現在は条例第10条の規定により、こちらも法令等に定めがあるときや、本審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があると認められるときを除き、結合を行ってはならないとされております。改正後は、オンライン結合の制限を法施行条例で規定することにつきましては、こちらも先ほどの要配慮個人情報の取得制限と同様にできないとされております。なお、改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則は設けられておりません。

次に、表の5番目を御覧ください。

自己情報開示請求における「開示請求ができる者」につきましては、現在、条例第14条の規定により、本人や法定代理人等となっております。改正後は、本人や法定代理人に加えて、任意代理人による請求も可能となっております。

次に表の6番目を御覧ください。

自己情報開示請求における「開示請求の提出方法」につきましては、現在は条例第20条の規定等により、原則として書面によることとなっております。ただし、条例第25条の規定により、一部職員採用試験の結果等について、例外的に口頭でも実施されております。改正後は、改正法第77条第1項の規定により、全て書面によることとなるとともに、郵送による請求も可能となっております。

次に、表の7番目を御覧ください。

「開示決定等の期限」につきましては、現在は条例第21条の規定により、開示請求があった日から起算して15日以内となっております。事務処理上の困難等により、30日以内で延長が可能となっております。改正後は、改正法第83条の規定により、開示請求があった日から30日以内、事務処理上の困難等により、30日以内で延長が可能となります。ただし、条例で短い期間を規定することができることから、現在と実日数は変わらないよう規定したいと考えております。

裏面の表の8番目を御覧ください。

「個人情報保護制度運営審議会への諮問事項」につきましては、現在は条例第33条

第1項の規定により、先ほどの要配慮個人情報の収集等やオンライン結合、個人情報保護制度の運営に関する重要事項となっております。改正後は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとなっております。このことから、条例に規定する事項の追加など、個人情報保護制度の運営に関する重要事項を諮問事項としたいと考えております。

次に、表の9番目を御覧ください。

「開示請求における手数料」につきましては、現在は条例第34条の規定による開示請求に当たっての手数料は無料となっております、複写料の実費のみを負担していただいているところです。改正後は、改正法第89条の規定により、手数料の額を条例で規定することとなりますが、現行どおり、無料となるよう規定したいと考えております。

最後に表の10番目を御覧ください。

国の「個人情報保護委員会の監視監督」につきましては、現在は特定個人情報を除き、ありません。改正後は、個人情報保護委員会が民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督することとなります。

資料3までについての説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤議長 ありがとうございます。

これまで地方公共団体が独自に追求してきた個人情報保護の流れというのを断ち切って、全部国がやりますという、八千代市からすれば個人情報保護条例制定以来の大きな改正ということになるんですけれども、今御説明をしてくださった資料等に関して何か御質問等ありましたら、お願いをいたします。

○大塚委員 2番の個人情報ファイル簿についてなんですけれども、こういう形で統一された場合ですと、こちらのほうにも書いてありますけれども、取り扱う業者の人も、同様に統一ファイルを使う必要が出てくると思うんですが、まず1つは、そういう取扱いの外注というのを現在はされていらっしゃるのでしょうか。

○船田法務課長 今の委員からの御質問について確認でございますけれども、個人情報ファイル簿を作成するに当たって、いわゆるベンダーとか業者との兼ね合いで、システムの改修等を進められているかどうかという御質問という理解でよろしいでしょうか。

○大塚委員 まず前提条件として、今どれぐらい実際に、外の業者に委託しているのか。おっしゃるとおり、統一フォーマットを向こうに十分御説明していただける配慮

をしていただけるのかという2点です。

○船田法務課長 すみません。最初の御質問の、どれぐらい業者に委託をしているかという全体の数につきましては手元になく、今御説明できなくて申し訳ございません。取り急ぎ、できる範囲でお調べしまして、次回までにはお伝えできればと思っております。

システムの内容の検討については、システム担当課のほうで取りまとめをしていて、今後どうやってこのファイル簿のほうに対応していくのかというのは、今現在検討を進めているところでございます。

○大塚委員 はい、ありがとうございます。

○三木委員 ちょっと確認なのですが、資料の確認というのは、内容の議論をしますという意味で理解をしいいのでしょうか。

○伊藤議長 これは、事務局のほうから答えてもらえますか。

○船田法務課長 資料1から3までについて、今日の段階では、全体の概要をふかんするという形で説明させていただきましたので、資料の1の部分は、実は個別具体の各項目については、次の資料4でより具体的に説明をさせていただく予定でございます。

ですので、2と3につきましては、この時点での御質問等があれば今確認をさせていただいて。先ほどと同様、場合によっては次回までにお答えしますというものも出てくるかもしれません。

○三木委員 そうすると、今はこの個々の改正内容の話ではなくて、資料の内容についての疑義があればという理解でいいですか。そうすると資料の1から3までではないんですけども、パブコメの対象になる資料ってどれですかというのがよく分からなかったんですが、もう3日後くらいに予定されているわけですよね。そうすると、どれがパブコメの対象になるのかというのがよく分からないので、まずその確認を最初にさせていただければと思います。

○船田法務課長 資料1に基づいて、口頭で御説明した上で、今急いでパブコメの骨子案のほうを印刷させていただいて、お配りしようかと思えます。

取り急ぎ、口頭で御説明しますと、資料1ベースで考えていただきますと、施行条例案というのが、このパブコメの対象になります。

資料1の別紙のほうを御覧いただくと、(1)のアの(ア)というのが、手数料については、規定を定める予定ですので、こちらがまず意見を伺う対象になります。イの(イ)というのが、審議会への諮問のこと。これについても、御意見をパブコメ

でお伺いする予定です。

次の（ウ）開示決定の期限について変更を行うということについても、パブコメでお伺いを立てる予定でございます。

いずれも、実際の法施行条例案に盛り込まれる規定の部分でございますので、先ほど飛ばしたアの（イ）であったり、イの（ア）というのは最終的に規定を盛り込まない予定のところでございますので、パブコメの対象とはしておりません。

そして、大きな（２）の審査会の在り方につきましては、審査会の条例は内部の組織を定めている条例でございますので、パブリックコメント制度の対象外という整理をさせていただきます。

○伊藤議長 パブコメの資料じゃなくて、パブコメの事項を回答されているんですけども、回答としてはよろしいですか。

○三木委員 一応、今資料を用意していただけるということですので、どのみち次回以降にパブコメの結果についての御報告を頂くということなので、全く目を通していないものを後で報告というのはちょっとおかしいかなと思いますので、取りあえず配布いただければいいかなと思います。

○伊藤議長 配布があった段階でまた、少し議論させてもらえればと思いますので、それでよろしいでしょうか。

引き続き、御質問等をお受けしますが、何かございますか。

（発言なし）

○伊藤議長 休憩した後でパブコメの資料を確認して、時間があるようであれば、諮問事項の個別、五、六点ある中の初めのほうをやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

一旦休憩をさせていただきます。

（休憩）

○伊藤議長 再開してよろしいでしょうか。

お手元に実施要項と法施行条例（骨子案）、あとは現行運用と新施行条例の比較イメージという３枚の文書が来ていると思いますが、口頭で補足が事務局からあれば、お願いできますか。

○船田法務課長 今、会長のほうから御説明があったとおり、ホームページには、実施要項がリンクされていまして、「こちらのようにパブコメを開始します。」ということで、記載のとおり、５月１６日から６月１５日までということになっております。内容の、尋ねるべきパブリックコメントの骨子案というものが、表題骨子案となって

いるものでございます。先ほど「事項はこれとこれです。」と申し上げた部分が、基本的にはここに網羅記載されている次第でございます。

あわせて、この骨子案だけでは、ちょっと文字だけでなかなか見づらいものですから、現行の運用との比較イメージを、参考資料としてホームページにも付けさせていただき予定でございます。

先ほどお渡しした表にも近いんですけども、パブリックコメントの事項になっている4点について、それぞれの比較をしているということで、基本的にはほぼ同じ表現で書かせていただいておりますが、最後の4番だけ、少し説明を簡略化しております。

左側の現行の諮問事項3点の中で、骨子案のほうですが、中点1つ目、条例に規定する事項の追加などの③の部分は現行どおりとなるということに対して、①、②については、改正法でも規制がなくなってしまうものですから、諮問事項から外れるということは、図解的に書かせていただいている次第でございます。

補足としては以上になります。

○伊藤議長 ありがとうございます。三木委員から追加で御質問があれば。

○三木委員 資料の作り方というか書き方の問題として、まず1点、言葉そのものがあまり適切ではないと思うので修正していただいたほうがいいかなと思うのが、「開示決定等の期限の特例」というものなんですけれども、これって法でいうと第83条の規定のことを言っているんだと思うんですね。つまり、開示決定等の期限の通常の延長で、第84条が特例なんですね。

特例規定というのは、八千代市の個人情報保護条例にはなくて、期限内にできない場合の延長規定だけだったと思うんですけども、そっちのほうの話をされていると思うので、この特例というのは法律でいうと別条文を指してしまうところがありますので、現行としては特例的な扱いをされていたということなんですけれども、特例というのは、延長期限を超えてさらに延長する必要があるというふうに判断をする場合の特例延長ということになってしまうので、表現を変えていただかないと適当ではないかなと思いますので、御検討ください。

あと、例えばこの個人情報保護制度運営審議会の説明のところ、直接的な制限規定が存在しないということで、改正法の規定上、これまで市の条例にあったようなものがないということが言及されているんですけども、この制度に詳しい人は何を言っているか分かると思うんですけども、一般的には何が変わったのかって、そんなに簡単に分からないよなというのがあるので、ちょっとその改正法と現行条例がどう違うのかみたいなものとかは、資料として何か付けなくていいのかなという気はして

おります。

○伊藤議長 はい。御意見の形でということになるんですけれども、1点目は、確かにこれ、皆さんのお手元の資料6の個人情報保護法の条文がございまして、その特例という文言が第84条のほうで使われているということで、三木委員の御指摘というのは、これは法令どおりのお話になってくるのかなと思います。その表記に関しては工夫していただかないと、分かっている人が余計分からなくなるということになりかねないので、御留意いただいたほうが良いかというふうに思われますね。

2番目に関しては、どこまで書くかという話はあると思うんですが、一応事務局で御検討いただいております。要は従前、個人情報保護制度運営審議会のほうで適否に関して判断をしていたのだけれどという、多分その部分の表記があれば、何をやっていたかというのは分かると思うんですね。本当はもう少し詳しく説明してほしいということがあるかもしれないんですが、それがあつてざりざり分かる。あと、もう少し親切にするかどうかに関しては、御検討いただければというふうに思われます。

資料1から3までの部分になりますけれども、概括的な説明の部分で御質問が追加でございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 よろしいでしょうかね。

では、資料の御説明に関して一旦終わったことにいたしまして、資料1にございます、諮問事項の資料1別紙の1ページのほうになるんですけれども、対応方針案というところで、順に諮問事項が具体的でございます。

まず、その中の開示請求における手数料の問題に関して、個別に議論していきたいと思つています。この点に関しまして、先ほど概括的な説明を事務局のほうからしていただいておりますけれども、さらに補足ございましたら事務局からお願いできますでしょうか。

○石川法務課主幹 資料4の1ページの、真ん中の部分になります。

なお、上の部分につきましては、先ほどの説明とほぼ重なりますので、省略させていただきます。

次の事項につきましては、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であつて、上の①、②に当たらない事項として条例で定めることが許容されないとされておりますので、一応読み上げさせていただきます。

「個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定」、「要配慮個人情報又は条例

要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定」、「不要な保有個人情報の消去に係る規定」、「オンライン結合に特別の制限を設ける規定」、「目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定」、先ほど「郵送も可」という話をしたと思いますけれども、「開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定」、「本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外のものによる開示請求を求める規定」、「開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定」、最後に「訂正請求を行うものに対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示させる旨を定める規定」というのは、条例で定めることが許容されないとされておりますので、特に諮問の中では触れておりません。ここまでについては、よろしいでしょうか。

○伊藤議長 取りあえずよろしいですか。

諮問に直接関する話ではないのですが、個人情報保護法という制度で今までの個人情報保護条例を置き換えることによって、こういった制限を国のほうで掛けると。それに従うという形になってきていますよということで、委員の皆様のご理解をいただくと。その趣旨の御説明かと思いますが、直接諮問と関係ないんですけれども、ここを聞いてみたいとかいうことがございましたら。私もそんなに分かっているわけじゃないんですが。

○三木委員 内容というよりも他に発言する機会がなさそうなので、あえてここで質問というか確認をさせていただきたいのは、法律の解釈というか、個人情報保護委員会が「可」と指している範囲の中には、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させてもいいというものもあると思うんですよね。今回出していただいているものはファイル簿に一本化しますということになっていて、事務単位からファイル単位に、要は公表する事項のものを変えますよということを、今回の法の改正によって対応されるということだと思うんですよね。

基本的には、事務単位とファイル単位ってイコールのようでちょっと違うところもあって、ファイルの場合だと、複数の事務を1つのファイルにまとめるということも、実はできるという単位になると思うんですよね。なので、まず個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させないというふうに、なんで最終的に判断なさったのかということと、あと事務単位からファイル単位に変えること、その公表事項の範囲とか利用目的の設定とかも含めて、基本的には多分ファイル単位の設定になっていくと思うんですけれども、それが従来と何か、その個人情報の登録、個人情報ファイルとか、事務の登録、事務からファイルに変更することによって何か作業的な変更点

があるのかということをお聞きしておきたいんですけども、ここで聞くべき話かどうかと言われてみると、ちょっと違う気もするんですが、できることとできないことという範囲の中には、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿は併存させていいますよというのがあったはずなので、そこをお聞きしておきたいなと思います。

○伊藤議長 三木委員、すみません。

御質問として何となくは分かるんですが、ファイル単位の話というのと事務単位の話というのと登録の話というのがあって、その部分の基礎的な概念の説明を少ししていただいたほうが、多分、質問自体を委員の皆さんは理解できると思うんですけども、私もそこが勉強不足の部分がありますので、もう少しかみ砕いて説明をお願いできると大変有り難いです。

○三木委員 資料3のところの2行目というのがまさにその説明なんですよ。今、個人情報取扱事務登録簿という、どういう事務が、どういう利用目的で、どういう項目の個人情報を扱っているのかなどの基本項目を登録して、一般の閲覧に供するとか公表するという仕組みが、基本的に個人情報保護条例は大体みんなそういう仕組みが入っていて、八千代市もそういう事務単位で利用目的を設定して、収集する個人情報の項目を登録するという仕組みになっていると思うんですよ。

一方で、個人情報ファイル簿というのは、事務の単位というよりも、ファイルの単位で登録していくというもので、基本的にはその利用目的に縛られた形でのファイルの登録になるので、事務の範囲とファイルの範囲は多くの場合は一致するんですけども、複数の事務に分かれて使う個人情報が1つのファイルに、つまり関連する業務の範囲で複数の事務だとすると分かれるものが、1つのファイルにまとまっているものを、その業務の用に供しているという場合もある。なので、事務とファイルだと単位が若干違うというのが一般的な理解かなと思うんですよ。

国が法制をするに当たって、その単位の違いというのは意識されていて、従来自治体が個人情報取扱事務登録という形でやっていた単位を、全部ファイル単位に置き換えなきゃいけないというよりも、事務単位でやっているものについては、そのまま従来の登録制度を維持してもいい。それは法律で禁止しないということで法律上も書かれているんですよ。ですけども、同時に個人情報ファイル簿も作成しなさいということにもなっていて、全部個人情報ファイル簿にしなきゃいけませんよというよりも、個人情報取扱事務登録簿を作成しても良いんですけども、法律に書かれている個人情報ファイル簿も一緒に作りなさいということで、両方存置させることもできるし、個人情報ファイル簿に統合してもいいというふうに法律上はなっているというこ

となんですよね。

なので、さっきの質問の趣旨というのは、まず併存させるというものから、一本化するという判断を市としてなされたということなので、それについて理由を聞きたいということと、その事務単位からファイル単位に変更することによって、何がこれまでと変わるのかと。変わるのか、基本的には変わらないという前提なのか、そのことを確認させていただきたいというのが質問の趣旨ということになります。

○伊藤議長 ありがとうございます。

質問自体はよろしいですかね。事務局のほう、回答の準備ありますか。

○船田法務課長 はい、ありがとうございます。

御質問の内容について、個人情報取扱事務登録簿というものから個人情報ファイル簿に移行するという御説明をさせていただきました。

委員の御指摘のとおり、国のほうでは、はっきりと許容されるというものと規定してはいけないというものの中間に、一緒に個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を並列してもいいよとQ&Aで回答しているケースがございましたので、もちろん、案としては両方の制度をそのまま並列させるという可能性もございました。

それについて、当初、本市としてその案を取らなかったことについてでございますけれども、結論から端的に言うと、デメリットとしては2本の制度を重複して並列するというところでございますので、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿を各課が両方作らないといけないという事務が発生します。ですので、事務コストがかなり過大になるのではないかというリスクを、まずは検討しました。あわせて、ただ個人情報取扱事務登録簿に記載されていた内容についても、ファイルという形で単位は変わりますけれども、ほぼ同じ事務が集結したファイル、新たな個人情報ファイル簿のほうで記載がされますので、おおむね移行して支障はないのではないかとというふうな検討を一つしました。

大きな具体的なイメージで言うと、例えば福祉の場面でいろんな支給をしなきゃいけないとなったときに、これまでは個人情報取扱事務登録簿であれば、〇〇の福祉の支給、〇〇福祉法に基づいた支給といった感じで、別々に個人情報取扱事務登録簿を作って、それぞれの事務担当課が持っていて、それを公表していたという状態ですけれども、今、市でもシステムで同じデータを使って、複数の福祉の支給事務を、同じデータを引用してリストを作って、発出して支給したりとかしていますので、実は同じファイルを使って、個人情報のファイルを使っているということがございますので、そうすると、複数課にまたがった支給事務に関しては、1つの個人情報ファイルとい

うことで、1つの個人情報ファイル簿だけで示すということになるのかなということですので、確かに移行するには、先ほど大塚委員の指摘されたようなシステムを、内容を確認したりとか、各課がどういうふうに使っているかというのを整理しないと作れないので手間は掛かるんですけども、いずれにしても、法改正に当たっては個人情報ファイル簿を作らなければいけませんので、この作業は絶対必要ということで、やりますと。ただ、これと併せて、各課に個人情報取扱事務登録簿も維持して、かつ変更があったら修正を適宜してくださいというのは、なかなかちょっと、今後その事務の両方を維持し続けられるのかというのが少し心配な部分がありましたので、移行していくというほうが、逆に取扱いのミスとかがなくなるのではないかと考えました。

大きな問題点、差としては、個人情報ファイル簿のほうは、個人情報の単位が1,000人という仕切りがありまして、個人情報が1,000人未満のものについては、個人情報ファイル簿を作成しなくてよいという仕組みになっております。これは、国のほうでは、もう既にこういう形になっていますので、個人情報取扱事務登録簿の場合は、極論を言ってしまうと、1人でも2人でも個人情報を持っていたら、個人情報取扱事務登録簿を作らなければならないんですけども、個人情報ファイル簿のほうは、少数の場合は作成をしないということになってしまうので、それについては少しちょっと緩くなってしまうという懸念はあるかとは思いますが、国のほうも、法律上は個人情報ファイル簿だけで運用しておりますし、決して個人情報の多寡で問題がないと申し上げるつもりではないんですけども、そこはあくまでどれぐらい量を持っているかというリスクで判断をして、ある程度少数のものについては整理をしないで、個々の運用を適正に管理していくという形になるのかなというふうな検討をした結果、移行して一本化の判断をさせていただいておるところでございます。

また、一応我々として考えていたのが、もう一つは、仮にその1,000人未満のところについては、これまで実は個人情報取扱事務登録簿のほうで利用目的を記載しなければならないので、個人情報の利用目的というのを明確化するという、条例を適正に運用していく中では、個人情報取扱事務登録簿という存在が「ここにはっきりと利用目的が明記されているから、ちゃんと利用目的の範囲内か範囲外をそこで判断できますよね。」というふうな整理をしていたんですけども、今後、1,000人未満の部分、作成しないと目的をちゃんと意識して我々が使用できるかどうかという心配が少しあったんですけども、これについては、個別にやはり収集をする段階で、

起案等で、そこを明記して、注意して取り扱うというふうなことが重要かなと考えておりますので、起案とか若しくは申請書に、「この情報についてはこういう目的で収集しますよ。」というのを明記するとか、その辺の運用のほうで対応していくことで、カバーはできるのかなというふうな判断をしております。

こういった内容で一応、よろしいでしょうか。

○三木委員 事務単位からファイル単位に変わると、さっきおっしゃったように1,000人というのが施行令上、一つのラインになってしまうというのがある、実際の場合は事務単位で見ると1,000人未満のものが大変多いという傾向にもあるのかなと思うんですよね。つまり、国は住民サービスをやっているわけではないので、一定の規模のファイルをベースに考えてよいというところから、実際の場合は、住民サービスって割とその事務の単位が小さくなるものが結構あって、そういったものは内部での利用目的の特定みたいなものも問題としてあるんですけども、一方で「こういう目的で、こういう項目の個人情報を収集していますよ。」という、いわゆる透明性を確保する手段として個人情報取扱事務登録簿があったということでもあるんだと思うんですよね。

あと、個人情報の範囲として単位が難しいというものがあって、例えば監視カメラ映像みたいなものなんかは、個人情報の人数の単位という形ではないけれども事務として個人情報を取り扱っているというような場合で、個人情報取扱事務登録簿みたいなものに載ってきたりとかもするんですよね、自治体によっては。そういうふうに、単位が難しいものというものも現にあって、問題としては、事務が並存してしまうということ自体の非効率とかリスクというのがあるんですけども、一方で、透明性という点で言うと、国の基準に合わせると自治体はかなり下がってしまうところがあって、全部を作るとするのは難しいのかもしれないんですけども、一応法的な義務としては、1,000人以上のものは作らなきゃいけないと。でも、1,000人以下のものを作ってはいけないという規定でもないんで、内部の起案というのは方法としてあるとは思いますが、もう一方で個人情報取扱事務登録簿の役割としては、透明性を確保する、それによって本人開示請求等が行使できることによって適正な個人情報の取扱いが確保されるというのが、実は国の立法のロジックなんですよね。ところが、大量のものがやっぱり外れてしまって透明性が下がるとなると、ちょっと本末転倒な気もするので、それは、国がそうだから1,000人未満はやりませんというよりは、対応の余地があるのであれば、御検討いただきたいというふうに思います。これは私の意見です。

○伊藤議長 委員の御意見ということで、今お示しいただいたもので、この諮問に今回かかっていないものではあるんですけども、事務局のほうで意見として一応御検討いただければというふうに思います。

その他、今、個人情報の改正に伴ってここが変わるという御説明があったところですが、御質問等ございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 よろしいですかね。

もう少し時間があるようですので、先ほどの議事が前後した手数料の話に入りたいと思います。資料1のほうの別紙の縦に(1)、アの(ア)を議題とするということになると思うんですが、こちらに関して事務局のほうから補足の説明はありますか。

○石川法務課主幹 それでは説明させていただきます。

資料4の2ページになります。

開示請求における手数料ということで、詳細の説明をさせていただきます。

国については、改正法の政令において、開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとしていますが、地方公共団体に対し、開示請求をする場合については、手数料を無料とすることも含め、手数料額を当該地方公共団体の条例で定めることとされました。

本市においては、従来から手数料を徴収しておらず、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担としていることから、手数料は徴収せず、従来の運用を維持する方向で考えております。

理由といたしましては、開示請求制度の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとするのが重要であり、請求の手数料を徴収することがその制約要因となることは適当でないと考えられるため、また手数料を徴収する場合、現行では手数料が無料のため、市民の権利を制限しているという印象を与えるおそれがあると考えられるためです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

国で300円って言っているものを市では無料にしましょうと。手数料で、これ、実費とはまた別の部分になるかと思うんですけども、そういう運用でいきたいという市の事務局側の方針ということなんですが、この点に関して、御質問、御意見ございましたら。

本質的に、手数料って何かというと、行政サービスというのは、普通は公益的に行

うものなんですけれども、特定の個人が便益を受ける、行政サービスを受けることに対しては、やはりその人しか便益を受けないので、その手間に関しては対価を支払うべきでしょうという発想で、例えば住民票の写し、印鑑登録証明書の発行、戸籍謄本などの交付を受ける場合にその手数料というのが設定をされております。同様に、その個人情報というものを検索して出して写しを交付してくださいというサービスそのものを受けることに関して、その手数料を現状徴収しないということになっているんですが、他の事務との関係でのバランスが取れているかどうかとか、実はその検討の観点というのはそういうところからも一応あるわけです。確かに「自分の情報をもらうのに、なんでお金を取られなきゃいけないんだ。」というところがあるといえはあるのですが、その点も含めて特段御意見があるかどうかということなんですけれども。

○三木委員 意見というわけではないんですけれども、国の場合は、開示請求手数料は取るけれども、開示実施手数料は徴収しないという仕組みに個人情報保護法制上はなっていて、コピー代の設定が政令上とかもないんですよ。なので、従来の運用を維持するというのは、従来のコピー代の実費徴収基準でいきますというふうに言うておられるということによろしいですかね。

○船田法務課長 御指摘のとおりでございます。

○三木委員 実際の場合ですと、1回の請求に対して開示される文書量が多いことが国よりは多いので。国の場合は300円を超えるコピー代が発生しにくいという全体の反省から設計ができていますので。請求段階で手数料を払うほうが安いのか、それとも写しの交付費用を実費で払うほうが安いのかというのは、結構微妙ではあるんですけれども、自治体としては、割と量のある本人開示請求が多いというところもあるので、国と違うという意味では、従量制というか、写しの交付を実費で払ってもらおうというものでいいのかなとは思いますが。

○伊藤議長 ありがとうございます。

特に御意見・御質問がないようであれば、お諮りしたいんですけれども、現在、市の方針として、従来の運用を維持すると。従来の運用というのは、従来から手数料を徴収しないということ、開示手数料を徴収しないということ、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担とするという方向で考えたいということですが、この方向ということで皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 異議なしということになりますので、その旨の答申が作成されることとなります。ありがとうございます。

2つ目の議題、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の議題に入りたいと思います。

事務局のほうから補足の説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 それでは、3ページ目の2「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料」について、御説明させていただきます。

改正法の政令において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料を定めておりますが、地方公共団体と当該契約を結ぶ場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定めることとなっております。行政機関等匿名加工情報の説明につきましては、ページが飛びまして資料5、こちらも国のほうのホームページから抜粋したものですけれども、こちらを御覧ください。

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関、独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

また、参考でございますが、行政機関等匿名加工情報と似たような情報として、仮名加工情報というものがあります。仮名加工情報につきましては下段に図があります。

仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように、個人情報を加工して得られる個人に関する情報です。事業者内部における分析に限定すること等を条件に、漏えい等の報告等、一部の義務を緩和し、様々な分析に活用できるように民間部門に創設されました。

再度戻りまして、資料4の3ページを御覧ください。

本市の条例の現状としまして、行政機関等匿名加工情報と同様の規定は設けておりません。改正法においては、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体について、改正法の附則第7条により、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施が任意とされており、実施について判断を伴うところ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の規定については、提案募集の実施に伴うものであり、提案募集を実施しない場合には、そもそも手数料の規定は要しません。そのため、第一に提案募集を実施するかについての検討が必要となります。

本市においては、法施行条例の制定時において行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施をせず、手数料の規定を行わず、引き続き検討する方向で考えております。理由といたしましては、行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施するためには、組織体制等の見直しが必要となってくると考えられますが、法改正以前から行政機関等匿名加工情報と同様の仕組みを整備している地方公共団体において、ほぼ情報提供の実

績がないことから、先行する都道府県及び指定都市の行政機関等匿名加工情報の提供実績等を見極めつつ、慎重に判断していく必要があると考えております。また、行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する場合、現時点の需要を予測できない状況において、組織など事務処理体制の整備は困難であり、必要以上に人員増や予算増を招くおそれがあると考えられるためです。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

前提として、この行政機関等匿名加工情報の提案募集というのをやりますか、やりませんかという問題があつて、現状としては、八千代市のほうでは積極的な検討はしていないと。その方針を特に変えるということではなければ、特に手数料の議論をする必要はないということになります。この点に関して、まず事務局の今の御説明に対して御質問等がありましたらということになるんですけども。

すみません、私がちょっと先走って発言してしまったんですが、その行政機関等匿名加工情報の提案募集等に関する現状の市のスタンスというものに関して、いや、もうちょっと積極的にやったほうがいいのではないかというような御意見等ございましたら。

(発言なし)

○伊藤議長 特に御意見もないようですので、結論としては、現状の市の方針として法施行条例の制定の際には、この提案募集に関しては実施をしないということで、手数料の規定は法施行条例に設けない方針ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 では、異議がないということで認めさせていただいて、その旨の答申を作成することにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日、事務局のほうで大体準備してくださったのは、この辺りまでということになりますかね。

本日の議題に関しては、一応終了ということにさせていただきます。

○多田委員 今日の議事ではないので、簡単に希望を申し上げたいと思うんですが、頂きました個人情報保護事務の手引の対照表を拝見しているんですけども、この中で、前にも一度言ったかと思うんですが、個人情報の「収集」という言葉がよく使われています。今の法制上は全部「取得」になっているんですね。

「収集」と「取得」では意味が若干違いまして、現在の法律上は全て「取得」なんですよ、個人情報には「取得」するんですね。「収集する」と言ったら、たくさん集め

るようなイメージを持ってしまいますので、誰それさんの個人情報を「取得する」と。

個人情報というのは、特定の個人を識別する情報のことなので、たくさんから集めるんじゃなくて、特定の個人から取得する。だから、この「収集」という言葉を使っているのを、全部「取得」に変えられたほうがいいんじゃないのかなという、これは私の希望でございます。以前にも言ったかと思えますけれども、お願いいたします。

○伊藤議長 何度か御意見を頂戴しているところですね。

ただ、来年4月になりますと条例そのものがなくなってしまいますので、それまでの我慢という考え方もあり得るかなというふうには思うところですよ。

○多田委員 条例じゃなくて、個人情報保護事務の手引のほう。

○伊藤議長 多分、個人情報保護事務の手引も、これとは違うものを作ることになると思うんですよ。

○多田委員 そうですね。

○伊藤議長 その他よろしいですか。

(発言なし)

○伊藤議長 ありがとうございます。

本日の会議はここまでとさせていただいて、次回、5月31日の火曜日、時間は同じということになりますので、よろしく申し上げます。

会場ですけれども、場所の御説明をお願いできますか。

○船田法務課長 会場ですけれども、現在は未定でございます。もしかすると、この場所ではないかもしれませんので、追って各委員様宛てにメール等でお知らせします。場所が変わった場合には、留意点を付けた上でお示ししますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤議長 よろしいですか。

それでは、これで会議を閉会いたします。

長い時間、お疲れ様でした。